

通勤手当の非課税限度額、引き上げへ



物価高対策の一環として、政府は11年ぶりに通勤手当の非課税限度額を引き上げると発表しました。

今年の4月1日以降に支払われるべき通勤手当が対象となりますので、年末調整において修正が必要となります。

自動車や自転車等 交通用具を 使用する人への 通勤手当	片道の通勤距離	改正後	改正前
	10km以上 15km未満	7,300円	7,100円
	15km以上 25km未満	13,500円	12,900円
	25km以上 35km未満	19,700円	18,700円
	35km以上 45km未満	25,900円	24,400円
	45km以上 55km未満	32,300円	28,000円
	55km以上	38,700円	31,600円

※ 今回の変更では、片道10km未満の人は限度額に変更ありません。

所得税法上において、通勤手当は実費弁償的な性質をもつと解釈されているため、一定の条件で「非課税額」が決まっています。

マイカーなどを使って通勤する場合は、片道の距離に応じて1か月当たりの非課税限度額が決められています。

尚、公共交通機関を利用する場合は、最も合理的な経路・方法であれば1か月15万円まで「非課税」です。



通勤手当を労働の対価・報酬と捉える社会保険とはまた別であり、社会保険料の計算は変わりありませんので「こ」注意ください。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。